

精神医療審査会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の規定により、都道府県に精神医療審査会が置かれており、当センターでは、審査の客観性、独立性の確保を図りつつ、審査会の開催をはじめ、必要な調査、その他審査会に関する事務を行っている。

(1) 業務

ア. 定期報告の審査

精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったときに、当該入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 3 第 2 項）。

イ. 退院請求・処遇改善の審査

精神科病院に入院中の者またはその保護者等から退院請求または処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、または、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 5 第 2 項）。

(2) 委員構成

滋賀県精神医療審査会は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）15 名、②精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者（有識者委員）5 名、③法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）5 名の 25 名の委員で構成されている。

委員の任期は法律で 2 年とされているが、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例（平成 28 年滋賀県条例第 20 号）により、平成 28 年に改選された委員からは 3 年になった。

審査案件を取り扱う合議体は、医療委員 3 名、有識者委員および法律家委員各 1 名からなり、4 合議体を設置している。

(3) 審査会の開催状況

ア. 全体会議

実施日	内 容	参加者数
令和 5 年 3 月 3 日(金)	令和 4 年度 滋賀県精神医療審査会全体会議 1. 会長・副会長の選出について 2. 第 17 期合議体構成員の指名について 3. 精神医療審査会の審査状況について 4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について 5. 全国精神医療審査会会長会報告 6. 意見・質問について 7. その他	委員 17 名 (事務局 3 名)

イ. 合議体による審査

月 2 回（年間 24 回）の定例会議を開催し、法第 38 条の 3 第 2 項および法第 38 条の 5 第 2 項の審査を行った。

①定期報告等の審査件数

	提出 件数	審査済 件数	審査結果件数			審査中	
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院継続 不要		
医療保護入院時の届出	1,412	1,735	1,400	0	0	335	
入院中の 定期報告	医療保護入院	709	778	701	0	0	77
	措置入院	17	24	17	0	0	7

②退院等の請求の審査件数

	請求 件数	審査済 件 数	審査結果件数			
			入院または 処遇は適当	他の入院形 態が適当	入院継続不要 処遇不適當	入院継続必要 処遇不適當
退 院 の 請 求	61	40	32	8	0	0
処 遇 改 善 の 請 求	13	10	10	0	0	0
計	74	50	42	8	0	0